## 近親婚（インセストタブー）

この文書のタイトルの漢字部分は、ルビを振るまでもなく、「きんしんこん」なのですが、「**婚**」の字について一言お話しておきます。

**婚** —— この字を「**くながい**」と読み、「**婚ぐ**（くなぐ）」という言葉があることを私は知りませんでした。

この文書ソフトも知らないようです。注意喚起の赤い波線が入るところを見たら。私の手持ちの辞書の類では、広辞苑に出ていたぐらいで、その他の国語辞典、漢和辞典、古語辞典にも出ていませんでした。漢字ペディアにもないのです。まぐわい（目合）はあるのに。「くながい」も意味は交合、性交です。たった一文字で表現できるこんな簡潔な言葉が、多くの人に知られないままになっているのは惜しい気がする。……調べてみると、どうやら古語らしい。昔は使われたのに、今は殆ど忘れられてしまったのでしょう。蘇らせたい。格調もありそうです。動物にはあまり使われないように思います。この言葉が見つからないうちは、この文書のタイトルを **近親相姦** にしようかと思っていました。**近親性交**の方が正確ですが、無骨に思えました。

それで、ふと **婚（くながい）**の言葉を見つけた時、ぴたっと来るものがあって、**近親婚**、タイトルはこれに決めましたが、「**結婚**」という法律婚のイメージと重ならず、性交そのものを指す私の意図を伝えるにはどうしたらいいか。やむなく、補助的に**近親相姦**という言葉にも、しばしばご登場願うことに致しました。不本意ながら「インセストタブー」にも初っ端（しょっぱな）からご登場願いました。

近い親族関係にある者による合法的な婚姻のことを一般的に**近親婚**と呼ぶこともありますが、これは私の扱う**近親婚**とは違います。私が扱うのは「合法的な婚姻ではない近親者同士の性交」です。短縮して「**近親者間の婚**（くながい）」です。今のところ、これを表わす最も分かり易い言葉は「**近親相姦」**でしょう。「相姦」という言葉が気に入りませんが、「社会通念上は考えられない男女間で行われる性交」という意味で通用しているようなので、これを使います。

近親相姦の中でも、ここでは主として成人両者の合意でなされるものを扱います。一方的な性暴力、レイプなどについては別の機会にします。

世界各国、近親相姦とみなされる範囲は、かなりの違いがあります。例えば、米国の多くの州が、いとこ同士の性交渉を近親相姦とみなし、日本ではみなしません。日本では、いとこ同士の性交渉など珍しくもなく、結婚さえザラにあって、私の親戚にも何組かいます。生まれた子供も特に障害もなく普通です。

いとこ同士より近しい続柄、例えばきょうだい、親子間の性交渉ともなれば、さすがにどの国でも問題視し、いわゆる近親相姦ということになるようです。罰則などもあったりします。それが一律ではなく、各国各地方てんでバラバラ、改正されたりもしています。

日本では、それが成人両者の合意でなされる限り、法的な問題はなく、刑罰を科されることもありません。しかしそれは不倫の色合いが濃い。それに引きずり込まれる者の多くは、後ろめたさに思い悩むようです。悩みとは裏腹に、タブーを犯すというスリルが快感を増幅させ、脱出困難な深みにはまっていく…

そういうのが現実でしょう。
近親相姦の定義も各国各地バラバラの上に、それが罪悪かどうかも世界バラバラ。いやはや面倒な話です。人を殺すことがほぼどの国でも罪悪なのに比べて、人を産むようなことが、こんなバラバラ状態なのは如何なものでしょうか。
既に述べたように、日本では合意の成人同士なら犯罪ではありません。問題があるとすれば、倫理的なことです。その同じ条件での親子間の性交渉が、アフガニスタンでは違法で死刑だとか。
すでにこの話について行けなくなっている人もいるかもしれません。「互いに同意した成人同士の近親性交」これだけでも、ちょっと引いてしまう人が多いかも。「互いに同意？　そんな人いるの！？」　いるのです。それも少なからず。だから次のような、議論も生まれます。

**「近親相姦の合法性」**出典: フリー百科事典『ウィキペディア（Wikipedia）』
https://ja.wikipedia.org/wiki/%E8%BF%91%E8%A6%AA%E7%9B%B8%E5%A7%A6%E3%81%AE%E5%90%88%E6%B3%95%E6%80%A7
（参照　2023-9-15）

その概要は、「ヨーロッパ諸国では時代と共に、近親相姦罪が廃止されていった。オセアニアでも、そう提言する人はいるが、実現はしていない」ということ。
**「国ごとの相互に同意する成人の間で行われる近親相姦を対象にした法律」**　も紹介されています。世界中すべての国が出ているわけではありませんが、違法か合法かを色分けした世界地図があるので、それを見れば見当がつきます。

古代エジプトなどでは近親性交が禁忌の対象ではなかったということもよく聞きます。私としては、近親交配から生まれる命をどう捉えるかも、ずっと気になり続けていました。法的に、あるいは道義的に**非**とされる結びつきから生まれた子はやはり**非**なのか？　それとも親とは無関係に、**是**なのか。気にはなるが真剣に考えませんでした。自分にはもっと切実な煩わしい問題もあったし、それどころではなかったというのが実情。それらがおおよそ片付き、今回改めて考えた後、**是**としました。即答にも近かった。質問自体が愚問だと気づきました。私の実感では、そもそも、是も非もないのです。空気や水があるように、それは、あるからです。生まれてきた命に、「君は生まれるべきではなかった、消えてくれ」と誰が言えるでしょうか。
こんな単純な事実を認めるだけですむことでした。それで、長年私の中で、難題中の難題だったこの問題がやっと解けました。**近親交配による命は是だ**と。それと同時に**近親相姦**という言葉を使いたくなくなりました。**相姦**には両者の合意という含みがあります。事実、親に**強姦**される子供も多いだろうに、**相姦**とは、何事か、と思うのです。そう思う人はすでに何人もいるようで、その人たちは**近親相姦**、と書かず、**近親姦**などと表記しています。要は**近親性交**です。

**姦**なる字も大いに問題です。悪しき意味を持たせる文字として、女を三つ積み上げるとは、女に甚（はなは）だ失礼です。悪いことは全部女のせいですか。男はどこへ逃げたんですか。この字を見るたびにムカつきます。しかし、字源にまで遡って云々すると、膨大な問題が噴出し、収拾つかなくなるので、とりあえずは

放置しておきます。

さて、近親性交が訝しがられる理由を端的に言うと、家族相互間の続柄や呼称が面倒なことになるからです。優生学的理由や公序良俗とか良識とか、そんなしかつめらしい理由に惑わされる必要ありません。単に家系図が描きにくくなるからという理由の方が、よほど平易で正解です。
きょうだい婚は事実婚として実在しても、法律婚としては認められず、婚姻届けを出しても受理されません。子供ができても、出生届には母親だけが記載され、父親なしの子とみなされます。その父親が子を「認知」して、やっと法的な親子関係が認められます。役所はケチな所です。
法律は、家族集団に割って入り、家族関係を引き裂きます。また、他人同士を強引に家族とみなしたりもします。子には血縁関係を押しつけ、縛り、がんじがらめにもします。強姦犯を戸主として尊重するよう強制したこともあります。
法律は国民の自由と財産を制限するもので、これらもやむない時代もありましたが、それにより国民の顔が暗くなり、元気がなくなれば元も子もないので、改善もされてきました。戸主制度はなくなり、子が親をどう思うかなどは、子の自由となりました。その自由の中に恋愛感情もあって、親子、きょうだい間の婚問題があるのです。いわゆる近親相姦として、タブー視されているものです。

法律、特に成文化した法律が人を近親交配から遠ざける。法律は家系図を作りたがる。家系図は国や地域によって男系であったり、女系であったりするが、どちらにしろ、家系図は近親交配を嫌う。なぜか。**作図が複雑、困難になるから**でしょう。法律は不器用な画家のようなもので、人間をリアルに描けません。親が互いに親子の関係であるカップルから生まれた子を想像してみましょう。例えば、父親とその娘が両親であるという場合、子供から見て、父親は祖父でもあります。これを図にしてみましょう。恐らく複雑で判りづらいものになるでしょう。描き方も人により違うということにもなるでしょう。(図だから、「描く」のが適切と思うのですが、「家系図作成」などの記事もほとんどの場合「書く」の方を使っています)
正式な結婚にしろ、そうではない内縁（事実婚）にしろ、性的な結びつきは両者を水平の線（二重線、破線、点線も含む）で繋いで表すのが普通ですが、親と子の性的関係は水平の線ではなく、垂直や斜めの線、または曲線などになるかもしれません。親子を無理に同じ水平線上に並べて書こうとすれば、親を子の横に並べてもう一度書き足し、水平線で繋ぐ。結局一人の親を 2 か所に書くようなことになってしまいます。一人で父親と祖父の二役という実情を反映してはいますが……そんな家系図、私は見たことがありません。
法律婚としての近親婚が禁止されるのは、法律が単純な家族構成を好むからでしょう。ある人にとっての父親は父親でしかないのがいいのです。それが夫でもある、なんてことはうっとうしい。

身内の誰かとの続柄は 1 つだけがいいのです。父なら父だけ、祖父なら祖父だけ、というように。親子や兄弟姉妹間の結婚を認めたら、続柄の呼称が複数になります。兄であって夫でもあるというように。煩雑になります。なり過ぎます。子供を持たない夫婦なら、子持ち夫婦よりは家族関係が複雑化しないから、さほど問題ではなかろうという意見もあります。なるほど、一代限りの徒花のような夫婦なら、それ

もいいかも。しかし、私は子供を前提にせず結婚を考えることは苦手です。同性婚の夫婦でも子供を欲しがる。養子を欲しがる。当然だと思います。

さて、引き続き、子供は、結婚（事実婚も含む）の自然な結果という、凡庸な観点から見ていきます。子供にとって、自分の父親である人物が、祖父でもあるというのは、どんなものでしょう？　一人二役はオヤジ本人にとっても楽ではないだろうし、子供も友達とは話が合わないでしょう。子供自体も子供と孫の一人二役。直接には自分の父親である人物でも、それが母親の父となれば、祖父ということになります。子供は彼をどう呼ぶのでしょう。

そういうことになる事例を次の図で表してみました。例えばこんな家族関係。

親子の性交で作図してみましたが、兄弟姉妹間でも試してみるといいでしょう。内縁線　------　が水平になり、子供ができると親子共に新戸籍になります。普通、父と母それぞれの先祖があり、祖父母も２人ずつ計 4 人いますが、きょうだい夫婦の場合はその親が共通だから、祖父母は２人きりです。シンプルと言えばシンプルですが、作図はどうしましょう。夫婦それぞれの両親計 4 人分の枠を作り、名前を入れていく？　夫婦がそれぞれ同じ親の名前を？

子供は友人たちと話が合うでしょうか？　そう、私は何かにつけ、友人たちとの違和感を気遣います。自分の家だけが特殊でも平気、という考えにはなかなかなれません。更に親しい友人なら根掘り葉掘り訊いてくるかもしれない。幼いほど、悪気もなく知りたがるでしょう。

「え？　うちは父さんの方のじいちゃんと母さんの方のじいちゃんは違う人だよ。君んちは同じなの？」とか。

全く耐え難いことでもないでしょう。しかし面倒には違いない。他人にいちいち説明するわけでもなくても。また、子供は幼いほど、自分の環境が普通だと思い込みやすいものです。父母が互いにきょうだい同士であることは普通だと思うかもしれません。父母が親子である場合もそう。普通だと思い込んだことが、実は世の中では特殊だと知る時は、それなりの、精神的な負担もあるでしょう。子供は単純です。自分も友人たちと同じなら、安心する。幼いほどそうです。人と違っていることは、子供にとって迷惑でしかないのです。

こんなことにならないようにと、結婚相手の限定を提案した社会が、この人間社会でしょう。提案であって、強制ほどの拘束力はありません。提案に応じるか否かは個人の自由。スポーツやゲームのルールのようなものです。ルールを無視しても遊びや運動にはなるでしょうが、得点や記録にはならない。

記録されないのは、ルール違反の性交もそう。父-娘カップルの間に生まれた子の出生届では母親だけが記載されます。近親婚を嫌うあまり、近親性交もなかったかの如く、出生届に実際の両親の氏名は並びません。

子供たちは暗黙の裡に、こういう慣わしに馴染みながら育ち、幼い頃の自分の発言を笑うようになります。

幼い頃、平気で、しかし本気で「あたし、大きくなったらパパと結婚する」「ぼく、ママと」などと言っていたことを忘れ、大人としての、罪や恥の意識が生まれ、相姦、とまで思い込み、そこから生まれる子供には障害があると不安がるようになります。

ところが実際にさしたる障害もなく、堂々と近親交配から生まれてみせる人々がいて、近親交配タブーにゆさぶりをかけます。婚姻が法律で禁じられているからといって、その交配によって生まれてきた人間を無き者にすることもできず、またその両親への処罰というものもありません。父親に手籠めにされる娘などは、そういう処罰（それも厳罰）を切望するのですが、娘の必要が満たされることはほとんどありません。（全くと言いたいのだが、古今東西調べ尽くしたわけではないので、全くないとは言い切れないし、法律も変わりつつある）近親交配がタブーとされている社会でも、それが行われていないわけではなく、相姦として、いぶかしがられながらも行われているのは周知のとおり。いわゆる不倫の類として。婚外の性交渉を、一般に不倫と呼び、その中に近親相姦も入っています。彼らは概して避妊には熱心で、失敗したら堕胎するほどの熱心さですが、中にはやむなく、また無頓着に、産み落としてしまう人もいます。

そういう人たちが貴重な存在で、この難題を解くカギを握っています。産む人、生まれる人共に。彼らはこの社会では素顔を見せないのが通例です。多くの場合、父親を隠さねばならず、時として両親ともに隠さねばならず、生まれた子供たちに責任はないのに、役所が、法律家が、世の中が、親を隠せ、隠せとひたすら迫ります。

次に紹介するのは近親相姦タブーについての記事ですが、タブーの理由は不明としています。人類学者にまで話を聞いても、学者らしい釈然とした回答はなく、推測、仮説にとどまっています。動物の世界ではある頻度での近親性交は自然で正常だとしながらも、人間のことになると、どうにも歯切れが悪い。

光浦晋三.　**近親相姦はなぜいけない？意外と説明できないタブーの正体**. 2017/05/29
https://dot.asahi.com/dol/2017052900060.html?page=1
（参照 2023-9-15）

その中を要所要所、覗いてみましょう。（隅々まで見たい方は上のサイトをご覧下さい）

近親相姦はダメ――これは社会常識化した概念だが、実は刑法上の罰則はなく、人類学的に見れば、「近親相姦はむしろ普遍的」と言うこともできる。タブーであるが故に誰も積極的に語りたがらない近親相姦にはどんな歴史があるのだろうか？（フリーライター　光浦晋三）

●「近親相姦で子どもに障害」は作り話説も　人類学的に見たタブーの歴史

古来、インセスト＝近親相姦は人間の根源的な禁忌行為だった。しかし、起源にはさまざまな説があり、実ははっきりと分かっていない。

これほど近親相姦が禁忌だと一般常識化されているにもかかわらず、実は日本の刑法上、近親相姦は罪に問われることはない。定期的に報道される成人男性と未成年女子との性交やわいせつ行為は法的に罰せられるのに対し、近親相姦は「やってはいけない行為」としてタブー視されているにすぎない。

しかしなぜタブーなのか、倫理や感情以外の要素で説明するのは意外と難しい。世界的に見ても、国や民族ごとに近親相姦に対する考えや法律は異なっている。さまざまな点から考察できる問題だが、今回は人類学の観点から、人類学者の川田順造・神奈川大学特別招聘（しょうへい）教授に話を聞いた。

川田氏は「父と娘、母と息子、兄と妹といった近親者間の性交は、実際には行われているにもかかわらず、タブーとされている社会が多いです。しかも、単なる禁止ではなく、何かしら忌まわしい、不吉なものとして意識されています」と語る。

生物学的理由としては、血が濃くなって遺伝子の多様性を獲得できず、ウイルスや病気に勝てない病弱な子どもができたり、障害のある子どもができたりする可能性が高まるといわれている。このような「近交弱勢」を避ける遺伝的・文化的傾向を持った個体の方が、より多くの子孫を残してきたことが、近親相姦タブー視の起源と進化ではないかという説は根強い。

しかし、川田氏は「鳥類や哺乳類一般において、ある頻度での近親性交は、自然で正常な行為です。人間社会では、母子、父子で子どもを作ると障害がある子が生まれるという噂がまことしやかに定説になっているが、実際にはデータが少なすぎるし、そのような子が生まれても、公にされることじゃないから実際はどうなのか分かっていない。少なくとも島崎藤村が兄の娘とセックスして

生まれた子は非常に優秀だった。だから、障害のある子が生まれるという噂自体が、近親性交のタブーを広げて定着させるために作られた話なのではないかとも考えられるのです」と指摘する。

●レヴィ＝ストロースが主張する「近親相姦はむしろ普遍的」な理由

一方で、「叔父と姪の結婚は、古代ギリシャでは推奨されたこともある。というか、近親性交にはあたらなかったのです」と川田氏。何親等までの性交が近親相姦にあたるのかは、人類で確固たる共通の基準はなく、時代、社会によってさまざまな基準があるというわけだ。そこで人類学的な視点が必要となる。

「人類学の見解では、近親性交の禁忌は普遍的で、近親性交を禁止している理由は、できるだけ婚姻によって作られる社会的関係の輪を広げていくためと理解されることが多い。この説を最初に提唱したレヴィ＝ストロース先生は、社会によって設定されたある種の“同類”の男性が“同類”内の女性を妻とすることを断念し、他の男性に与えることによって、交換の範囲を広げうるという、交換論の観点から説明しようとしました」

「レヴィ＝ストロース先生は人間社会を女性（結婚）、財貨（経済）、情報（言語コミュニケーション）という 3 つの交換のシステムとみなしました。人間は交換する動物であり、交換のシステムが社会である。そこで、もっとも高価な交換品が女性。近親の女性で性行為を済ませて満足してしまうと、交換ができず、他のコミュニティーとの交流が途絶えてしまう。それが社会を停滞させ、社会が成り立たなくなる。だから、“同類”間で女性を所有しないために、近親性交をタブーにしたというのです」

しかし、交換が進み、親族が増えていくと、相続の問題が出てくる。相続で揉めるし、財貨がどんどん親族という他者に流出してしまう。

「レヴィ＝ストロース先生は『普遍的なのは、むしろインセスト（近親相姦）だ』とも言っているのです。それは、近親での結婚によって、財貨の目減りを防げるからです。王族という強者のインセストでは、特権や聖性を守れるため、政略的に行われる。庶民という弱者のインセストでは自分たちの財産を守るため。田畑などの財産が相続され分散を防ぐため、“同類”の中で嫁のやり取りをする。結局、権利や利害を守るためです。その近親の度合い、つまり近親を何親等までの範囲にするかが時代、社会によって変わるのです。しかし、最低限の女性の交換をしないと社会が成り立たないので、インセストタブーも同時に存在するのです」（川田氏）

●人間の本能は近親相姦を嫌う!?

また、近親相姦の禁忌について最近、重要視されているのが 1891 年に人類学者のエドワード・ウェスターマークが提唱した「幼少の頃からきわめて親密に育った人々の間に、性交に対する生得的な嫌悪が存在する」という説だ。「ウェスターマーク効果」と言われている。

「別に学問的に考えなくても、単純に自分の兄弟姉妹や親に欲情する人はいないでしょうから、これは実感として、納得できる人は多いでしょう。この 100 年以上前の学説がいま見直されているんですよ。ただし、幼少の頃から一緒に育つことにより近親性交の回避が起きる理由については、ほとんど分かっていません」

ここにあげた最後の「　」内の言葉も川田氏のものだとすると、気になることがあります。

「自分の兄弟姉妹や親に欲情する人はいないでしょうから」

なる文言。これは如何なものか。そんなことはないでしょう。欲情する人はいても、その大多数は行動に移さないというのが実情ではないでしょうか。欲情するからといって異常でも病的でもない。家族同士でも、互いに健康で魅力的であれば、欲情して当然なぐらいです。ただ、社会的ルールを心得、理性的に抑制している。そのことにこの学者は気づいていない。または、とぼけている。この学者、開口一番、**「近親者間の性交は、実際には行われているにもかかわらず」**と、現状を認めているのに、その後、近親者への欲情はあり得ないようなことを言います。欲情なしに性交があり得ましょうか。双方の合意ではなく、一方的なものにしろ。言葉を弄んでいるにすぎないような、不真面目さを感じます。

その点、一皮むけたのが次のサイト。**近親婚禁止と優生学**というテーマで、素朴な意見があります。

http://www.cape.bun.kyoto-u.ac.jp/square/3710/
（参照 2023-9-15）

近親婚を禁止する民法に疑問を持つ人からの質問で始まり、それに対しての回答で終わります。

投稿者:ポトス
2019 年 05 月 07 日

失礼します。
私は法学を主に勉強しています。
さて、最高裁判例(最判平成 19 年 3 月 8 日民集 61 巻 2 号 518 頁。
http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=34239)　では、近親婚を禁止する民法 734 条 1 項について「社会倫理的配慮及び優生学的配慮という公益的要請」を理由としています。
しかし、優生学的配慮で婚姻禁止にするのが許されるなら、高確率で遺伝する障がいや難病を持つ人にすら婚姻を禁止できることになりかねないと思っています。

ここに書き出した質問と回答のそれぞれ前半だけでも、両者の考えがよく伝わってきます。それぞれの後半もご覧になりたければ、サイトを見て頂くことになりますが、質疑応答とも手短で、平易です。回答はこう始まります。

2019 年 05 月 07 日　**回答者**：*児玉聡*

**大変貴重なご質問ありがとうございます。ご意見の通り、近親婚を禁じる良い理由はないように思います。**
**私も優生学的な配慮はよい理由ではないと思いますし、また社会倫理的配慮というのも結婚の自由を制約するよい理由ではないと思います。**
**近親相姦のタブーは生物学的な根拠も指摘されるところですが（ウェスタマーク効果）、だからといってそれに基づいて近親婚を法的に禁じることは認められないと考えます。**

質問者、回答者共に、世の同性婚や同性愛への寛容さに比べて近親婚への不寛容に疑問をもっています。この回答者は難しいなどと言って逃げるのではなく、はっきり肯定しています。現代社会の同性婚への寛容さとも比較し、近親婚への寛容さもあってしかるべきだと言います。ここまではっきり近親婚を肯定した日本人を私は知りません。
感心すると同時に、実際は少なからず近親婚も、近親婚による誕生も存在するのだろうという思いがさらに強くなります。国家が禁じていても、その禁をものともせず、さっさと生まれて幸せに暮らす人々のことを思うと国家の頑張りが空しくも、滑稽にも思えますが、ここは国家が一歩引いて、小煩い（こうるさい）届出制度を廃止または改良する知恵を持つことでしょう。いずれは戸籍制度もなくす方がいいと思います。
まず、出生届は母親のみ記載とします。父親の欄さえ不要。国は煩雑な用事が減り、人民も楽になります。婚姻届も私などは無用の長物と思いますが、結婚に国家の箔付けをしたがる人も少なくない。そういう人がいるうちは、やはり婚姻届もなくすわけにはいかないのでしょう。
親子、きょうだい間の**結婚**は恐らく認められないでしょう。特に親子間のは。**婚**（くながい）、**性交**そのものではなく、記録に残る**法律婚**としての話です。記録が好きな日本国家は、家系図も好きです。書きにくい家系図よりは、書きやすい家系図を好むに決まっています。先祖代々ということばがあるように、家系図は「**代**」が重要です。世代の区別は厳格なもので、世代の取り違え、混同などはあり得ません。整然とした家系図が嫌がることの最たるものが、世代をまたいだ関係、例えば父-娘の性交渉、それによる出産などでしょう。

さて、「近親者」の定義をしないまま、ここまで来てしまいましたが、やはりこれはきちんと押さえておきましょう。
民法 734 条の中に、次のような条例があります。

**（近親者間の婚姻の禁止）**

> **直系血族又は三親等内の傍系血族の間では、婚姻をすることができない。ただし、養子と養方の傍系血族との間では、この限りでない。**

この条例の中では、「直系血族又は三親等内の傍系血族の間」を「近親者」としています。
詳しく説明すると、「親子や兄弟姉妹、祖父母、孫、おじと姪やおばと甥との間では結婚することはできません。ただし、養子と養親の実子などの間では、この限りではなく婚姻できる。」という意味。
養子と養親の実子は、法的には兄弟姉妹（近親者）の関係と言えますが、血縁関係はないので、結婚は可能。いとこは四等親なので、結婚が可能。

法律婚はあれダメこれダメと小うるさい。片や婚（くながい）即ち事実婚は何でもありのおおらかさ。どっちが体にいいか、考えるまでもありません。

そんな小うるさい日本より、更に小うるさいのが米国。大部分の州が「いとこ婚」を罪悪視する古臭さ。引っ越せ引っ越せ、大らかな所へ。

さて、家系図に話を戻しましょう。
因みに、誰と誰が結婚したかの記録は残してもいいでしょう。近親者同士の結婚は禁止だと頑張る人々の気持ちも無視しない方がいい。彼らにはその証拠書類も必要でしょう。婚姻届、住民票の類です。因みに住民票はその人が生きているうちは保管されるが、婚姻届の保管期間は 27 年間。提出された役場に 1 か月、その後は法務局へ送られるそうです。
実状を記録したければ、その類ではなく、家系図がいいと私は思いますが、先に述べたように、多くの場合、世代相互の立ち入り禁止を破るような近親性交は家系図にも記録されないのです。継続的に性関係があり、つまり婚(くな)いでおり、内縁と言えるような場合でも、図には現れないものです。

たとえば次のような家系図を見たことがありますか。先に見て頂いた図の下に、また別の描き方も並べてみたものです。
娘とその父親との間にできた子は、図のどこへどのように書き込めばいいのでしょうか。そもそも、こういう関係を図にするとしたら、上の図のように書くのがいいか、下の図のように書くのがいいのか、どうなんでしょう。
父-娘の内縁関係を横の点線で表そうとすれば下の図のように、父親を 2 か所に書くことになります。実際は 1 人の人物を 2 か所に書くのも変なものですが、一人二役をすることになるので、そうなってしまいます。現実問題、この男は、娘本人から見て、続柄は何なんでしょう。親子の縁が切れたわけでもないでしょうが、事実は明らかに夫でもあります。
こんな家系図は不気味がられるでしょう。だから、書かない方がいいというわけで、ほとんど見かけないのです。

家系図作成サービス業者に頼まず、自分で先祖の戸籍謄本を取り、家系図作成する場合でも、そもそも、戸籍に実状が記されていないので、お手あげです。

先にあげた図で示したように、父-娘の間に生まれた子は非嫡出子として、母子の新戸籍に記載され、母子家庭の誕生となります。父親欄は空欄です。その父親が子供を認知してやっと戸籍に記載されます。と言っても父の戸籍に入るのではなく、その「身分事項」の欄に記載されるだけです。父の戸籍に移動させようとすれば、家庭裁判所に申し立てる必要があります。
近親相姦以外の不倫関係でも子供ができることがあります。妻に知られたくなくて、この認知を生前にはしたくない場合、遺言による認知というのもあるようですが、子供側からすれば、屁のような話です。まあ、遺産相続には役立つでしょうが。

近親相姦のタブーは生物学的な根拠も指摘されますが、確定的なものではないようです。ハプスブルク家のような極端な血族結婚漬けの一族では、あのようなこともなったでしょうが、凡人はなかなかそこまでいきません。彼らの結婚は自然な恋愛から始まるものではなく、多分に政策的なもので、結婚したというよりさせられたのでしょう。自然な情の発露で、婚いだ（交合した）とは思えません。

私も以前はそういう考えもなく、人々がよく言うように、近親婚は病弱な子を産むと単純に思っていました。しかし、近親交配からでも、現に障害なく生まれてくる子供たちも多く、この説を吹き飛ばしてしまいます。生物学的な根拠は殆どあてにならず、現実に子を産む近親カップルがいても、処罰も取り締まりもできません。これはゆゆしく憂うべき事態でしょうか？　いや、そうではない。取り締まりも処罰も非難も不要なのです。少子化に歯止めがかかるほどの勢いはないでしょうが、殺すことの反対をする分には歓迎はしても非難や処罰などできないでしょう。少子化と言えば、日本には'07 年から少子化対策担当大臣なるものが出現しましたが、一向に子供は増えません。減少の一途で大臣の存在価値とは何ぞや？存在し続けるのは更に何ぞや？と首をかしげます。不妊治療も盛んになったが、それにつれて生まれる子供が減っていくとはどういうことか。いや、減り続けるので、不妊治療が増えるのか。

他人の孤児をもらって育てるより血縁の子を望む夫婦が多いから、ことは面倒。膨大な時間と費用を使って子供を授かるより、親を必要とする子がそこにいるのだから、その子を育てることから始めたらいいと、私などは思うのですが、人それぞれ。動物にも自分の血縁の子しか育てようとしないものがいるらしい。人間の中にもそういうのがいるようです。そこにいるどころか、自分の子宮に宿ってくれた胎児でも追い出すのです。

忘れがたい事件。'08 年頃です。不妊治療で思わしくない成果しかあげられなかった女性が、他人の卵子で、順調にいき始めました。女性は自分の卵子だと思っていたが、医師の手違いによる他人のものでした。それが判ると、女性は悩んだ末に中絶しました。医師は平謝りでした。ニュース番組に出た医師は言っていた。「順調に育つ受精卵を見て、この患者さんの卵子にしては元気だなあ、と思いました」と。これを聞いて私は余計に惜しい気がした。そんな元気な胎児が宿ってくれて、機嫌よく育っていたのに、なんと惜しいことよ、と。そこまで居付いてくれたら、我が子同然じゃないか、と私なら思うが、そう思えない人もいるのです。
ついでと言ってはなんだが、産みたくない子を宿してしまうことについても、考えてみたい。いろんな事情でそういう事態になってしまうことはあるでしょう。

堕胎――昔と違い、今は堕胎の方法も進化しました。人々に手近なものになれば、誰だって産みたくもない子を産んで、末永く苦労するよりは、産まずにすまそうとするでしょう。しかし、ほんの 2~3cm の胎児でも命は命、実質は殺人に違いなく、堕胎に抵抗ある人も多いでしょう。堕胎されそうな子を、させずに子供に恵まれない夫婦に実子として斡旋していたという気の利いた医師もいました。1973 年、**赤ちゃんあっせん事件**として、知る人ぞ知る騒動。その後、そういうやり方を法制化しようという動きもあったが、ぽしゃってしまった。騒ぎを起こした医師が提案したのは**実子特例法**というものでしたが、実現せず、現実には、それに近いような**特別養子縁組制度**ができました。従来の養子制度よりは、よほど実親から絶縁できる制度で、その点は評価できます。

因みに諸外国では**実子特例法**並みの、より子供の福祉に重点が置かれた制度がとっくに法制化されているそうです。日本のように家の跡継ぎの為などという発想よりは、子育てをしたい、家庭に子供は必要、という発想で養子をとるといいます。まことに日本は視野狭く、石頭が多数派で、国としては、今も

硬化の一途ではないか。内密出産なども実施されたが、外国並みにスムーズにいってはいないようです。お役所の石頭が問題なのでしょう。

因みに、江戸時代にもなかった子供蔑視の法律用語がいつの間にか日本に入り込み、今も暗躍しています。**尊属卑属**です。特に**卑属**。これはひどい。'18 年頃、国会でも取り上げられたが、その後発展がありません。なんともはや、実り薄い国民性。

その日本で、妊婦の堕胎には相手の男性の同意書が必要という法律があります。まともな夫婦間で、話し合いができる場合の話で、未婚女性が強姦され妊娠したような場合には適用されないのですが、それも知らずに（あるいは知らぬふりして）性暴力被害者に加害者の同意書を持ってこいなどと言う医者がいるという。（もちろん言わない医者もいる）全く医者と弁護士は全くピンからキリ。油断も隙もない。因みに、既婚女性の中絶の場合でも、夫の同意書必要なのは世界 200 余りの国の中で、11 か国。ここに日本が入っているのです。

それにしても、またもや私の思いはこれに行きつく。この社会が、親については母親が重要視され、父親は補助的なものだとされる社会なら、ややこしい問題はぐっと減るだろう。父親不明の子供たちももっと普通に暮らせるだろう。父親を詮索されなくてすむ社会。父親はいていいが、子供の誕生の媒介にすぎぬと達観する社会。日本では**非配偶者間人工授精（AID）**の精子提供者は匿名です。提供される夫婦にも、生まれた子供にも匿名を貫きます。外国ではその限りにあらずで、子供の知る権利を尊重し、提供者を明かす場合もあるそうです。提供者も、それを承知でするので、日本とは考え方が違います。そういう国も最初からそうではなかったらしい。最初は、やはり匿名だったといいます。子供の知る権利を重視する気運が高まり、今のようになっていったのだそうです。日本もいずれそうなるのでしょうか。実名明かすなら提供やめる、という人ばかりになって、提供者 0（ゼロ）という時期も乗り越えて？

日本にそんな時が早々にやってくるとは思えません。個人的に、そう割り切れる人はいるでしょうが、法制化するまでには時間がかかるでしょう。恐らく多大な時間、日本が君主制から共和制に変わるまでに要する時間よりも長い時間が。日本人はノロマで決断が苦手な民族です。悩みや苦しみを解決するよりは、うだうだと弄び、それを楽しんでいるようにさえ見えます。当座、そんな日本の現状を踏まえた上での話をしておきましょう。

AID（非配偶者間人工授精）で生まれた人が、幼い頃はそれを知らずに共に暮らす人を実の父親だと信じていたのに、大人になってからそうではないと知り、ショックだなどと言います。更には、本当の父親を知りたい、などと言い始めます。精子提供者は、**匿名だからこそ提供した**というのに。

これについて私の考えは明快です。子供の知る権利よりは匿名の精子提供者の意向を尊重します。AID で生まれた悩める子供たちよ、精子提供者や親たちの気遣いや愛情よりも、彼らの隠蔽根性の方が気になり、それをどうしても許せないのなら、自ら消え去るしかないだろう。子供の知る権利がなんぼのもんか。多くのひんしゅくや反感を買うのを承知で私は言います。父親など誰でもいいのだ。母親が誰か判っていれば十分ではないか。

子供の幸せを優先すれば、この社会を父親不要社会にするのが手っ取り早く、現実的でしょう。不要と

いうのは社会的に不要だという意味で、生物学的な意味ではありません。女が単為発生できるようになるという意味ではない。念のため。…多分、「不要」は適切ではありません。重要ではない、と言い直しておきます。
　女が産む子供の父親を詮索されなくていい社会、父親は影の存在、媒介でしかない存在。それは男にも歓迎されるのではないか。扶養義務もない。経済力は女が持ち、育児や扶養は女が引き受け、それを男が手伝う。

　うわさに聞くモソ族みたいな力関係。女が財産管理をし、男には相続権がないという。

　男女の地位の差は子孫を産み増やす労力の評価の差でしょう。実に素朴な発想です。子供を授かるために費やす労力は、男は一瞬、女は 40 週。いわゆる十月十日（とつきとおか)。つわりだの、陣痛だの、産褥だのというオマケも付き、男には想像できない煩わしさがあります。更に授乳。そういう事への労い、敬意でしょう。
　更に、女に子孫を産み増やしてもらうためには、多くの男と関係してもらうのはいいことです。モソ族に貞操観念がないのは理にかなったことです。とはいえ、現実には、親密なる相手は 1 人かせいぜい 2 人ぐらいだといいます。でないと女の方も身体がもたないのでしょう。
　男の方にも貞操観念などなく、まさにやりたい放題なのですが、女性に気にいられないと致せません。男はモテるようになろうと命懸け。ある国には、**「色男カネとチカラはなかりけり」**ということわざがありますが、モソ族では、男はカネもチカラもなくていいのです。色気があれば生きていける。これが男の何より大事な仕事。それを果たして余力があれば、大工仕事や家の修理、出稼ぎ等。
　モソ族の生き方は何と合理的なのでしょう。男女の係わりあいにしても、その民族として一番肝心な新しい命の誕生があるだけで、結婚も離婚もない。養育費支払いにまつわるごたごたもない。婚姻届、離婚届もなくペーパーレス。嫡出子も非嫡出子も、認知もなく、生まれた子供は社会の宝。母子家庭と言えば実質ほぼ皆が母子家庭。財布は母が握っているので何の問題もありません。

　日本の男も、それにあやかっていればよかったのに、ムリに相続権をせしめたり、腕力を誇り、威張り始めたのが不幸の始まり。動物にしろ、人間にしろ、父親という存在が、目立ちたがり、**これみよがしに**母子に食料を与えたり、外敵を撃退し始めると、ことがややこしくなります。さしあたり、我々は、このややっこしい慣行の真っただ中にあります。
　父親は自分と子の血縁を重視したがります。威張るためです。女の妊娠出産に、男の**おかげを**強調したがります。そのおかげで妊娠もできたんだろうと、恩着せがましい。赤の他人の子よりは自分の子にこだわり始め、自分の血を引く子を産んだメスに貞節を求めさえし始めます。俺以外の男とは関係するな。貞女たれ。俺と俺の血を引く子供に尽くすことがおまえの本分だ。おまえも、おまえの子供も、俺の苗字を名乗れ。玄関には俺の苗字を書いた表札を掲げる。おまえたちは、そこをわが家として、帰れることを喜び、感謝しろ。

　この発想が、不幸と堕落の始まりです。男女双方を不幸にします。男を増長させ、女の能力を鈍化させます。男に従うしか能のないお人形さんにしてしまう。着せ替え人形です。

それなりのメリットはあります。と言うより、それをメリットと思える人には、ですが。男の言いなりになっていれば、当面は安泰なのです。おだてれば、結構無理もしてくれる日本人男性の特質を利用して、女は楽をして、いろんなものを手に入れることができます。衣食住始め、色々と……男の付属品のようにくっ付いてる限りにおいては、です。女が子連れ離婚した場合の男からの養育費となると、事情は一転します。男は突如ケチになる。これは日本の恥です。離婚後の父親の養育費不払いは世界でもトップクラスの実績。そもそも、国が見て見ぬふりをして、男たちを甘やかしている。不払いについての罰則もなく、男たちは踏み倒し放題。母子家庭で養育費を受け取ったことがない家庭は半数以上だといいます。

養育費不払いは欧米諸国や韓国では、国が見逃さず、立替えたり、強制徴収して母子家庭に支給するそうです。アメリカでは犯罪だそうです。日本も最近やっと重い腰を上げ、何とか動き始めましたが、法務省、厚労省が出した下の文書はどうでしょう。（法務省、厚労省が養育費について似たような文書をいくつか出しています。その中で適当なものを選んでみました。）

https://www.moj.go.jp/content/001341513.pdf

この文書に、やる気満々の迫力があるでしょうか。日本で最初に養育費の公的立替えを始めた明石市のような気拍があるでしょうか。同市は`18 年から民間会社と提携した立替えをテスト事業として始めていました。その後、`20 年に市の公的立替えを開始しています。もちろん今も続いています。

尚、法務省、厚労省の文書の最初に出てくる**タスクフォース**とは、「通常の組織内で行う仕事とは別に緊急性の高い特定の課題を達成するため、**一時的**に設置される組織のこと」だそうです。もっと平易な日本語で言えないのでしょうか。「対策本部」や「作業部会」でいいでしょうに。その他カタカナがふんだんに出てきます。カタカナでしか表せないものでもないでしょうに。

ともかくこんな組織の存在は**一時的**であってほしい。2 年も 3 年も放置されていいものではありません。せっかちな私にはすでに放置されているとも見え、皮肉も言いたくなる。制度実現の暁（あかつき）には組織解散で文書が公開されなくなる日も近ければ、今のうちに文書を保存したいとも思えてきます。標題のように、**立替え払い制度と取立て制度**について検討していますが、とりあえず**立替え制度**について、国がどう取り組もうとしているか、見ていきましょう。取立て制度についても知りたい方は、先ほどのサイト

https://www.moj.go.jp/content/001341513.pdf

をご覧になれば詳しく出ています。

令和２年１２月２４日

**公的機関による養育費の立替払い制度・取立て制度に関する制度面を中心とした論点整理について**

**法務省・厚生労働省**

**不払い養育費の確保のための支援に関するタスクフォース**

**第１　はじめに**

養育費の督促・徴収の段階における直接的な公的支援として，海外では，①公的機関が権利者に対して立替払いをした上で，公的機関が事後に義務者から徴収をするという制度（いわゆる「スカンジナビアン・モデル」。以下「立替払い制度」という。）や，②公的機関が権利者に代わって義

務者から取立て・徴収をした上で，それを権利者に渡すという制度（いわゆる「アングロサクソン・モデル」。以下「取立て制度」という。）を採用している国がある。そして，我が国にも同様の制度を導入すべきであるとの意見がある（注）。

このような状況を受け，本タスクフォースでは，今後更なる議論を行うための論点整理として，まず，仮に我が国に諸外国と同様又は類似の制度を導入することとした場合に，理論上考え得る制度イメージを挙げた上で，それらの制度の導入を検討する場合の論点について，制度面，体制面，運用面等について幅広く整理を行った。本資料は，その検討結果をまとめたものである。

なお，本タスクフォースでは，方向性を定めることなく幅広くまた多角的に,論点の整理を行うことを試みた。また，以下の各制度イメージについて，いずれか一つの制度のみを選ぶという択一的なものではなく，理論的には，以下で提示した複数の方向性を組み合わせる方策も考えられるとの認識に至った。その上で，現行法の枠内で速 やかに実施を検討すべき施策があれば，まずはそれに取り組みつつ，併せて，法改正や新制度の立ち上げを伴う制度を導入することの当否については，本タスクフォースでの論点整理を踏まえつつ，引き続き検討を続けていくことが望ましいとされた。

（注）法務大臣養育費勉強会取りまとめ（令和２年５月２９日），養育費不払い解消に向けた検討会議取りまとめ（令和２年１２月２４日）

## 第２　立替払い制度

### １ はじめに

立替払い制度は，後述の取立て制度とは異なり，扶養義務者の資力が不十分な場合であっても，速やかに権利者や子を救済することができることから，最も広範かつ迅速な支援が可能となる。もっとも，その実現のためには法改正が必要であるし，財政的な影響が非常に大きいことから，制度導入の当否については多角的かつ慎重な議論が必要となる。

仮に立替払いを導入する場合には，まずは，以下の各論点について検討を行う必要があると考えられる。

**論点**

○事後的に求償をすることができない場合には，損失を公費（税金）で負担することになる点について国民の理解が得られるか。

○求償事務という全く新たな事務が公的機関（国，自治体等）に生じ，相当な事務負担となることが予想されるところ，いずれの部署が担うのが可能かつ適切か。

○権利行使よりも立替払いの方が容易ということになると，監護親（権利者）が真摯に権利行使をしなくなったり，義務者が履行をしなくなったりする事態（モラルハザード）が生じないか。

○現行法の下では，公的機関であっても義務者の財産を把握することは容易ではないため，回収の実効性を高めるために，義務者の収入，資産等を把握するための制度を整備する等の措置を新たに講ずる必要はないか。

○現行法の下では，離婚時に養育費の取決めが必要的なものとされておらず，離婚後において養育費の具体的な請求権を有する者とそうでない者とが存在するが，そのような状況下で，具体的請求

権を有する者に対してのみ公的な給付（立替払いの支援）を行うことは相当か。
○公的機関の求償権と，監護親（権利者）の請求権（残額又はその後に継続的に発生するもの）や他の債権者の債権との優先関係をどのように整理するか。

**２　公的給付と強制徴収による求償スキーム（公法型）**
**（考えられる制度イメージ）**
**１　公的機関がひとり親家庭に対して一定期間・一定額の公的給付を行う。**
**〔対象となるひとり親家庭の考え方〕**
**【①】死別等も含むひとり親家庭全体**
**【②】非監護親が存在している場合に限る。**
**【③】監護親が養育費の債務名義を有している場合に限る。**
**２　同額について養育費請求権が消滅することとし，公的機関は，義務者の扶養義務の範囲内で強制徴収公債権を取得する。**
**３　公的機関が強制徴収の方法によって求償する。**

（説明）
このスキームは，公的機関が一定期間，一定額の公的給付をすることとした上で，その公法上の効果として，権利者の権利が同額で消滅するとともに，公的機関が義務者に対して同額の求償権を取得するという方向性である。
仮に立替払い制度を設ける場合には，公的機関による求償事務の負担を可能な限り軽減する必要があると考えられることから，私債権と同様の強制執行手続ではなく，強制徴収の手段を用いることができることとするために，公法上の原因によって公債権が発生することとするものである。
なお，公的給付の対象とするひとり親家庭の選択肢については①から③までが考えられるが，この他にも多様な考え方があり得る。
このような方向性については，以下の各論点について検討を行う必要がある。
**論点**
○実質的には，公的機関が監護親（権利者）の私債権について代位弁済を行っていることと同視することができるが，その場合に，公的機関が，求償権を強制徴収公債権として取得することに理論的又は法制的な問題はないか。
○公的給付の開始のタイミングについて，ひとり親となった時点とするか，養育費の支払が止まった時点と考えるか。
○対象となるひとり親家庭について所得の制限を設けるか。申請主義とするか。
○公的機関が立替払い（給付）をする期間及び金額をどのように定めるか。
○偽装離婚等による制度の不正利用をどのように防ぐか。
〔【①】について〕
○既存のひとり親家庭に対する公的給付である児童扶養手当（死別の場合には遺族基礎年金）との関係をどのように整理するか。

〔【①】及び【②】について〕
○公的機関が求償する場面において，非監護親の扶養義務の内容をどのような手続で定めるか。
（【②】及び【③】について）
○父母の離婚によってひとり親家庭になった場合は公的給付を受けられるのに，死別による場合には受けられないことについて，公平の観点から問題はないか。特に，【②】については，義務者が失業等によって収入が全くない場合でも社会保障給付を受けられるにもかかわらず，死亡した場合には受けられないこととなるが，公平の観点から問題はないか。
（【③】について）
○子のための公的給付の有無が，監護親が債務名義を作成しているか否かで変わることとなることについて，どのように考えるか。
○実際には養育費の支払合意がない場合等であるにもかかわらず，公的給付を受けることのみを目的とした債務名義が作成されることとなるおそれはないか。
○公的機関から求償されることを懸念して，義務者が債務名義の作成に協力しなくなるのではないか。

**３　弁済による代位と強制執行による求償スキーム（民事法型）**

**（考えられる制度イメージ）**
**１　公的機関が，債務名義を有する権利者に対して，一定期間，回収不能となった養育費請求権のうち一定額を第三者弁済する。**
**２　公的機関は，民法第４９９条によって権利者に代位する。**
**３　公的機関は，権利者の有する債務名義を用いて，義務者に対して強制執行を申し立てる。**

（説明）
このスキームは，公的機関が，民事上の弁済として，債務名義を有する権利者に対して，養育費債権の一部弁済を行い，弁済による代位に関する民法第４９９条の規定に基づき，権利者に代位して，義務者に求償をするという方向性である。公的機関は，私債権を代位行使することとなるため，例えば民間事業者（保証会社等）が第三者弁済をした場合と同様に，強制執行の方法で取り立てることとなる。
公平性の観点から問題をおいた上で，理論的又は法制的な問題を考えたときに，公的機関が第三者弁済をすることの根拠や，第三者弁済又は弁済による代位に関する規定の整備等について制度的な対応は必要となるものの，上記２の公法型と比較すると，基本的な構造は現行法の枠内で説明できるものである。
このような方向性については，以下の各論点について検討を行う必要がある。
**論点**
○立替払いの対象が，監護親において養育費債権に係る債務名義を有している子に限定されることについて，公平性の観点から問題が生じないか。
○強制執行制度を用いるとすると，公的機関による回収の実効性はどうか。また，回収事務の負担

が過重とならないか。それを解決するために，例えば，公的機関が弁済による代位を行った段階で，公債権に性質を切り替えることとした場合に，理論的又は法制的な問題はないか。
〇公的機関による代位行使と，強制執行における養育費請求権（扶養義務に係る定期金）の特例に関する規律の適用について，どう整理するか。
〇実際には養育費の支払合意がない場合等であるにもかかわらず，公的給付を受けることのみを目的とした債務名義が作成されることとなるおそれはないか。
〇公的機関が義務者に対して権利行使（私債権・強制執行）することを懸念して，義務者が養育費に関する債務名義の作成に協力しなくなるのではないか。

とりあえず、ここまで。この文書作成に先立って行なわれた法務大臣養育費勉強会や、養育費不払い解消に向けた検討会議には、どんな人が参加したのでしょうか。実際、養育費を踏み倒されたシングルマザーやその子供たちが参加したのでしょうか。

こんな疑問が湧くのは、この文書には、あまりにも母子家庭の事情に無知な意見が噴出しているからです。そもそも諸外国では既に実現している制度だというのを念頭に置いて論じているのでしょうか。事細かに批判すればきりがないほどですが、目立つ寝言をいくつかあげてみます。

論点の中に、こういうのがありました。

**「偽装離婚等による制度の不正利用をどのように防ぐか」**

制度の理念をわかっていないからこんなことを言う。どんな良い制度でも、悪用する者は出てきます。少数の制度の不正利用者にこだわって、制度を見送り、救えるはずの多数の人々を切り捨てるのでしょうか。また、不正利用者については、その人自身の責任が 100%だということは少ないでしょう。ましてや貧困者では、その傾向は強い。敢えて言います、不正利用したいものにはさせてやれ。離婚して別居したくても、カネがなくてできない「離婚同居」が急増中だと聞く。そんな人々を捕まえて、偽装離婚だ不正利用だ、などと言いたがるお役人が目に浮かぶ。あんたら夫婦みたいに、離婚もせずに別居していられるような金持ちに彼らのことはわからんだろう。別居は離婚の要件ではないのです。

離婚というものは、今の日本では紙切れ一枚でできる。世界でも珍しい手軽さです。離婚届が受理されたら成立。偽装であろうが、本気であろうが関係なし。

さて、さらにもっと初めの方にあった、

**「事後的に求償をすることができない場合には，損失を公費（税金）で負担することになる点について国民の理解が得られるか」**

これまた寝言です。理解させろ。国民の理解を得られるよう説得するのが君らの仕事だ。公僕の自覚が微塵でもあればこんな寝言は吐かんだろうに。思いやり予算始め、国民の理解得られぬまま、巨額の税金を外国につぎ込んで、それらに比べたら微々たる金額をすったもんだとけちるんじゃないよ。諸外国の国民は理解している。日本国民だけが理解できない石頭なのか。

現実には、全く絶望したものでもなさそう、全員が石頭でもないようで、2022 年には、次のような進展も見られます。

**養育費の履行の確保に向けた取組**

https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/meeting/wg/2201_02human/220328/human05_0103.pdf
（参照　2023-9-15）

この最後にあるのがいい。具体的で取り組みやすい。

「お金もそこまでかかりません」というのが正直と言おうか、けち臭いと言おうか。
おおよその数字を示してもらえたら、と思うが、解説には書いてあるのかな。

さて、話が少しそれたというか、広がりました。ここでの本題は、男を利用する女、頼り、甘え、堕落させる女の話でした。つまりは堕落する男自身の話でもあります。
そういう男女は、共に自分たちを不幸だとか、堕落しているとかは思わないようです。男は力ずくで女を手籠めにすることを恥とも罪とも思わず、男の特権のごとく威張る。子供に対しても、いたわるよりは、ことあるごとに威張り散らし、言うようにならないと、ぶん殴り、悔しかったら早く大きくなれ、お前も威張れるようになる、と言うぐらいのものです。親が子をいくら殴っても警察も捕まえに来ない時代なら、したい放題、およそ子供の息の根を止めてしまわない限り、親は正しいことになってしまいます。それをいいことに、親は子どもに、知恵の類は授けもせず、専ら力（ちから）を見せつける。「**力こそはこの世の原理**」を、事あるごとに見せつけます。そのくせ、自分は**知恵者**でもあるかのように、こう言います。**女の浅知恵**などと。女の中で一番賢い者でも男の愚者ぐらいの知恵しかない、と。私を産んだ女は子供の頃からこれをさんざん聞かされ、そうかと思って男と連れ合い、ひどい目に遭いました」。(私の出生はそのひどい目の一（ひと）コマです。)

女の方では、男に逆らうと痛い目に遭うから、従っているだけのことで、尊敬や信頼は無論、信用さえ、

さらさらありません。無論愛情も。結婚したのも、身を任せてきたのも痛い目に遭いたくなかったからだけのこと。父親が選んだ相手と結婚しなければ、父親に殴られる、それだけのこと。だから、オヤジや亭主が死ぬと、喜ぶ。当然だ。死ぬ順序もこれでよかった、と胸なでおろす。逆だったら死んでも死にきれないというものです。

日本人の家系図は男系が多い。自分の父、父方の祖父、そのまた祖父とたどって行くことはかなり容易ですが、母方はそうではない。苗字も代々変わる、たどる手間も経費もバカにならない。まあ、日本人は特に女系で続く家系に生まれ合わせたのでもない限り、男系を重視すればいい。その多数派の通念に従うのが楽です。男たちも喜ぶので、男系で続いてきた家に生まれた者が、ことさら女系を洗い出そうとすることはあまりないでしょう。女は結婚して男の姓になったとたん、その苗字をたどり始めます。先代も先々代も、そのまた前もその苗字を。…思うに片手落ちの連続をしていることにならないか…女系を省き続けることについて、以前から私には漠然とそういう疑念がありました。ちなみに、私はむろん、夫婦別姓に賛成です。何代も前からそうしてほしかったので、今更手遅れの感はぬぐえませんが。

しかし、私自身、（男系の）家系図にこだわり、戸籍にこだわり、墓相にこだわった時期があります。自身の健康や境遇に疑問を覚え、健康に、幸せになりたいといろんな本を読み漁り、墓相学にまで行きつきました。カネがなければハマることもない穴でしたが、運悪くカネが回ってきた時期にこの墓相学に出くわし、嵌（はま）ってしまったのです。私が嵌った流派は、その家の苗字を刻んだ墓を建てて、そこに一族が入るというようなコンパクトなものではありません。夫婦ごとに1基ずつ建てていくという、たいそうなものでした。代々、それも、戒名で。構図としては横型系図が地面に並んでいくようなもので、日本人皆がこの墓相学に嵌（はま）ったら、あっという間に日本中、墓だらけ、生きた人間の住む場所なくなるんじゃないか、と心配になるほどでした。

ワラをもつかむ気持ちになっている人が、弱みに付け込まれるということは、どんな荒唐無稽な教えでも受け入れてしまうということです。冷静な時ならすぐ気づく矛盾や、荒唐無稽さも見ずにすます。

私の場合は、生まれ来る子供の為に、と思っていたから、余計に力が入っていました。

先祖の因縁や、原爆の影響も皆無ではないこと、その他いろいろな理由で私は人の親になることはしないでおこうと決めていました。それが、30代も後半になって、ひょんなことで結婚し、子供を持とうかということになりました。そのために、当時自分にできそうな、あらゆることをしようとしていました。

結果から言うと、私にとって墓相学は無用な学問でした。それが判るまでには十数年かかりましたが。

誰にとってもそうではないでしょう。

事実に基づいた戸籍、敬愛したくなるような先祖を持つ人たちには有意義な学問かもしれません。そういえばそんな人たちには、こんな殺し文句もあります。

「これは宗教じゃありません。自分の先祖を大切にしましょうというだけのことです」

これは、私のように、それまでの宗教遍歴で疲れ切っていた者にも新鮮に響きます。私は若い頃から、いろいろ宗教遍歴をしていました。日本人で、家に仏壇もあり、知らない間に**ナントカ宗**ということにされていたのを始め、自発的には新興宗教、その他、有名無名、色んな所に立ち寄っては離れました。今ではこの墓相学も、宗教のような気がするので、これも含めると、軽く十指に余るでしょう。今は無宗教。そ

れに至るまでには子供の世話にもなりました。小学生の息子が注意喚起してくれました。
「楽園で人間だけが永遠の命なんて変だよ、動物や花はちゃんと死んだり枯れたりするのに」とか、
「また供養？　死んだ人に利用されてるみたいだよ」と。子供は宝です。

　それ以前の、私がまだ墓に信頼を置いていた頃の話ですが、現に吉相墓の恩恵にあずかった人の話も聞きました。わが家の墓地を決め、現地参りをした時、すでに墓を建てた人が嬉しそうに話しかけてきました。かなり距離の離れたところからの、大声での呼びかけでした。
「このお墓、すごいよ！　効果てきめん。これを建てた途端、お父さんの悪い酒癖がピタリと止んだの」
そうなのか、やはりいいことなんだ。私も、これで健康な子供が授かってほしい、とその時は思いました。そして、わが家の墓も、基点とも言うべき五輪塔が出来上がり、望み通り健康な子供に恵まれました。その後もしばらくは毎月お参りしたり、草取りしたりしていましたが、次第にそれが空しく思えてきました。
　やがて管理費を払うことも億劫になり、墓参もすっかりご無沙汰になりました。「草ぼうぼうで、このままでは良くないことになりますよ」と、墓屋が警告のような電話をしてきましたが、空返事でやり過ごしました。

　カネの話になったところで、この墓づくりに必要なカネがどうやって回ってきたかについてざっと触れておきます。金額も数百万というもので、それなしには始まりませんでした。これは、母親から私への、いわば慰謝料でした。辛い子供時代を送らせてしまったことへの慰謝料。詳細はここでは省きますが、その使い道について、元気な子を産む為に吉相墓を建てようという私の考えに、母はあまり賛成しなかった。しかしこう言いました。
　「そんなのは気休めだと思うけど、もし、そうせずに、障害児でも生まれて後悔するよりは、思うようにやってみたらいい」
　家庭や子供を持つことなど、考えられもしなかった娘が、結婚し、子供を産んでみようかと思い始めたこと自体、母にとってはめでたいことだったのでしょう。けちけちしたことは言いませんでした。また、私がその墓放棄を思いついた時も、咎めるようなことも、それ見たことか、のようなことも言いませんでした。
　「あんたが気のすむようにしたらいい」と言ってくれました。
　墓放棄について、カネの提供者は納得してくれたのがわかりましたが、墓を頼りにしている亡者がいたら、これも納得させる必要があろうと思い、ある日、私は連れ合いと久しぶりに墓地を訪れ、挨拶しました。
「この度、我々は思うところあって、墓不要と判断し、手放します。もし、ここにまだ住んでいる祖霊がおられたら、立ち退かれるようお願い致します。こんな狭い所に縛り付けられる必要はありません。どうぞ、もっとご自分たちの自由に気付いて下さい。こんな所が皆様の住処である筈はありません」
　その後転居し、墓屋に転居先を知らせなかったので、煩わしい電話もかかってこなくなりました。
　墓への熱が冷めてきた具体的な原因も少し述べておきます。

　墓相学をある程度かじって、戸籍を元に家系図を作っていた私が出くわしたのは、嘘の出生届、死者の

名前の役所による誤記、などの事実でした。義母が親戚のある人物についてこう言いました。
「あの子はホンマはうちの子やけど、親戚の家に生まれたということにしてある」
聞かされた時には返答に困りました。その親戚とは付き合いが続いていたので、余計に。
その昔、出生届に医師の証明書も要らなかった頃はそんなこともできたのでしょう。そういえば、私の実家の祖母も本当の年齢は判らないということでした。直々に聞いたのではありません。親や親戚が言っていたのです。1歳ぐらいはズレとるらしい、と。
さて、自分の実家はさておき、いわゆる婚家のことに話を戻すと、何代も前の先祖で、生まれた時と死んだ時の名前が違っている人がいるのにも閉口しました。**弥之治**が**弥三治**に変わっていました。役所に訊いてみたら、当時の職員の誤記でしょうね、と言います。子孫が法務局へ届出たら修正できるとのことでした。あほらしくて届出ませんでした。そんな昔の先祖は他人より見ず知らずです。死後ほどなくその遺族がすべきこと。なぜ何十年もあとの私がそんなことをする必要があろう？
こういう不手際や虚偽が幾つか発覚し、事細かく詮索すれば、他にもありそうな気がしてきて、一気に家系図づくりの熱が冷めました。 **戸籍に基づいた正確な家系図**など、うちには無縁、と悟り、ほどなく、作りかけていた墓への熱も冷めてしまいました。墓に刻む為に、仏教徒でもないのに、戒名を用意するということにも抵抗がありました。

その後、もっと視野が広がると、この墓相学の恩恵に与（あずか）れる人々が、人類のほんの一握りなのに気づきました。気づいたというより、改めて考える気になったのです。これは日本人のごく一部のお墓オタク独自のノウハウである。そんなこと知らないまま生涯を送る人の方が多いだろう。知ろうとしないのは愚かなのか？　知ったとしても、それを実行するにはカネがかかり過ぎる。金持ちしか救われないだろう。そんな学問が人々に役立つか？　例えば乳児院の子供たちに、この墓相学は何をしてやれるというのだろう？　彼らは家系図、戸籍どころか、両親、片親さえ不明なのだ。

いずれ自分にも墓は要るかもしれない。遺骨も墓も必要もないと自分では思うが、子がどう思うかは解らない。任せるしかない。もし、墓を作るにしても、ごく質素なものでいい。
そんなことを思っていると、ある日、こんな記事に出会いました。

2022年3月29日　京都新聞
**集落の墓地を丸ごと墓じまい　「子や孫が面倒見られるか」住民ら決断**
https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/760362
（参照 2023-9-15）

住民からの提案で、寺の住職が動き、実現したのだそうです。素晴らしい住民パワーです。

> 墓地のお骨は、近くの佛名寺（ぶつみょうじ）が２０年秋に設けた合祀塔墓「佛縁塔（ぶつえんとう）」に移され、彼岸などに経を上げて供養される。

のだそうです。この記事の最後にこうあります。

森屋徹全住職（57）は「20年前ならば反対された。逆に10年後であれば、転出者と連絡が付かなくなる。今が行動する時期として良かったのではないか」と話す。

なるほど、この住職はなかなかの実業家。時代のニーズをいち早く察知し、行動する。最早（もはや）ブッダを超越しています。寺の公式サイトも動画を取り入れ、大人の僧侶と幼い小僧の問答を見せたり、見る人を飽きさせません。納骨も戒名でなく俗名でOKなど、大サービス。

ついでに、他の寺はどうなのかと調べてみたら、どの寺も頑張っています。お寺のポータルサイトのようなものが幾つもあって、皆、あの手この手で我が寺をアピールしています。寺の生き残りの為の知恵を授ける会社も出来ています。なるほど、時代に応じた企業も生まれるのです。

さて、墓の話に逸れてしまいそうですが、本命は近親婚の話でした。それに、戸籍やひいては系図の事を絡めたのは、なぜでしょうか。戸籍は事実を捻じ曲げてしまうほどの威力を持つことに私が気づいたからでしょう。系図も然り。戸籍や系図は近親婚をなかったことにもできるし、人の名前も人数も操ることができる。生れた時に**弥之治**だった人は死んでいない。死んだのは**弥三治**で、誰が見ても別人だ。1人が2人になるマジックだ。――家系図づくりは戸籍のいい加減さを目の当たりにできるいい機会でした。

いまだに戸籍などある国は世界でも日本と中国、台湾ぐらいのものらしい。最後まで残るのはどの国だろう？

とりとめもないが、浮かぶ考えを並べてみます。

誰しも近親婚の産物である可能性がある。戸籍上の親を実の親だと信じていても、実際には判らない。極端には、自分が近親婚の産物かもしれません。

近親婚を忌まわしいもの、禁止すべきものなどとみなすのは人間の驕りではないか？　謙虚に考えれば、近親婚回避は、**ある特定の人間社会でのルール**、と理解することができます。古今東西どの社会でも禁止に決まっている筈、それが天の意思だなどという思い込みは尊大でしょう。人類学者も言うように、

**「哺乳類一般において、ある頻度での近親性交は、自然で正常な行為」**なのです。

特に、その社会を構成する成員の数が非常に減少した時など、絶滅を回避する為の自然な行為でしょう。神話の世界ではありふれています。

それを乗り切って構成員も十分に増えた社会では、近親交配を回避する方がよかろうということになっていくのでしょう。そのメリットは十分にある。他民族との交配は文化的交流も促すだろうし、生まれる子供にも、**いいとこ取り**　のような結果を多く生み出すでしょう。

何であれ、通説の類を何の疑問も持たずに、そのまま信じ込むことが私は苦手です。

生年月日についても、人々が自信をもって自分の生年月日を断言するのはなぜなんだろう？と、私は思います。我々はそんな日のことなど覚えている筈もなく、ただ、身近な大人たちがそう言ったのを聞いたり、そんなふうに書かれている書類を見たりしただけです。それが確信されて、死ぬまで揺らがないということの方が不思議です。名前にしてもそう。姓、名、共にいい加減なものです。特に女はそうです。

文字文化のせいかな、と思います。文字無き文化では、正確な暦もないでしょう。誕生日をどう認識したのでしょう？　産んだ側は出産時について、漠然と季節ぐらいは覚えているでしょう。子沢山になるとそうもいかなくなるかもしれない。生まれた子供自身はわからない。自身の誕生日を知らないのが普通でしょう。

誕生日も、父親も、判らなくても、生きていける。季節と共に元気に快適に暮らせるでしょう。水、空

気、食料、衣類、できれば住居。人間が実際に必要なのはそんなものでしょう。白状すれば、私は生んでくれた親への感謝よりは、命を繋いでくれた、空気や水、食料などへの感謝の気持ちの方が強い。はるかに強いのです。

ここでまたふとモソ族のことが気になってきました。モソ族に近親婚（近親相姦）はあり得るのか。母方の家で育てられた娘が 13 歳で成人したら、花楼（ホウロウ）と言う個室を与えられ、性生活の相手は外から通ってくる男とだけという暮しなら、近親婚は起きにくい。それにしても、年齢の近い娘を何人も持てば、個室もそれだけ要るということです。まさか相部屋で頼む、というわけにもいかんでしょう。花楼以外の場所でことが行われることはないのでしょうか。そんなことになりそうな娘の中には、モソの伝統的な花楼での走婚ではなく、夫婦が親から独立別居する結婚を望む者も出てくるのでしょうか。外国の結婚式やパートナーとの同居、親との別居に憧れる娘たちも増えているそうです。

そうですね、私自身の経験から言ってもパートナーとの同居はいいものです。性生活だけでなく、生活全般のこまごまとした好みが合ったり、物事の価値観が似ていると同居したくなります。実際、時間的には性生活より、それ以外の生活時間の方が長いですし、同居してみて快適なら、続けたくなります。顔を見ないと、傍にいないと寂しくなるのです。そういう男に出会えたのはラッキーだと思います。彼は、いわゆるいい男かと言えばそうではないでしょう。今やオデコは思い切り広くなりすぎているし、体型もちょっと怪しくなっている。それでも私にとってはいい男、かけがえのない男で、手放したくありません。子供時代の経験や、家庭環境が似ていることも大きいと思います。いい環境で育ったお坊ちゃまでは私とやっていくことはできなかったでしょう。死んでやっとほっとできるロクデナシの親、油断も隙もない兄弟姉妹、親族などに散々手を焼いた経験あればこそ、私のような人間も理解できるのでしょう。意地っ張りで、甘えん坊、気まぐれでわけわからん私のような難物も。私を甘やかしてくれます。自分も甘えたいと言います。お互い、甘え甘やかし合うと、子供の頃の傷が癒えていくようです。昔、泣きそびれたことを改めて泣いて、心落ち着くこともあります。

彼も恵まれた環境で育ったお嬢様にはあまり魅力を覚えなかったようです。一時的に性的な魅力は覚えても、それ以外に共通の感性を持たない人との暮らしは長続きしません。彼は私と初対面の談話で「この人だ」と思ったそうです。私の何がそう思わせたかはわかりません。私の方では、初対面の時、そうでもなかった。鈍感だったんですね。でも、嫌いだとは感じなかったし、その後何度か会ううちに身体が合うのもわかってきたし、それで、彼の望む婚姻届を出したのです。

モソ族については無論、それ以外の民族についても、青壮年期の生殖可能世代の話が主になりましたが、シニアの性生活についても考えてみましょう。私は以前、女は閉経後、意欲も実際の反応もなくなると思っていました。世間の噂ではそうでした。ところが実際にその年齢になっても、反応はなくなりませんでした。体調次第で意欲が湧くのも知りました。身をもって知ったので、自信を持って言えます。

オーガズムは百薬の長です。

それはパートナーの能力によるところが大きい。能力と言っても実はただ好色なだけ。死ぬまで致すの当たり前という考えの人間。飽くことなく女を欲しがる。こんな男と暮らせて私はラッキー。結婚を一度やり直して手に入れました。奇しくも同じバツイチ同士。やり直しは二度三度、何度でもいいが、最初

から一度もしないでおくのも妙案。そんな考えのできる相手に出会えるまでが一苦労かもしれないけど、出会えたら超ラッキー。結婚離婚の手間ヒマ省けて、暮らし充実。快感倍増。

心地いい話のついでに、食べ物の話をしましょう。ネーブルオレンジや、バターの話を。この世にこんなおいしい物があるのか、と感動したのが、ネーブルオレンジでした。小学生の頃、毎年帰る田舎へ行くときだったか、帰るときだったか汽車の窓辺でむいて食べたネーブル。見た目は大きめのミカンのようでしたが、外側の皮をむいたとたん、違う！と思いました。実にかぐわしい香りが広がりました。今までのミカンとは全く違っていた。果実も無論ですが、その周りの白い部分もおいしく食べられまた。大人になってからもよく食べましたが、あの時のような香り高い物にはなかなか出会えませんでした。子供のころの私の味覚、嗅覚が冴えわたっていたのか、特に逸品に出会えたのか。

バターも私のお気に入りで、よく、バターケースから拝借しました。何かにつけるとかではなく、キャンデーのように、そのまま口に放り込むのです。ちょっと塩味のついた香り豊かなバターがとろけ、これまた、世に中にはこんなおいしいものがあるのだなあ、と、感激したものです。子供だから、それを作ることも買ってくることもできません。それを買い置きしてくれる親は大切な存在でした。

親は、特に母親はよく頑張った人でした。どんな頑張りかと言えば、そのまた親に、無き者にされかけたのを、頑張って生き延びたことです。彼女の誇るべきは、親ではなく、生き延びた自身。それを私が支えました。

しんどい話には触れないでおきたい思いと、やはりきちんと整理しておきたい気持ち、半々です。そもそも、子供は親に、**物事を教えてもらいながら、守られながら**、育つものでしょう。子供が親に**損なわれながら、抗議しながら**生きるというのはしんどいものです。なぜかそれを世間には隠しておこうとしてしまうので、余計にしんどい。

隠しておこうとすると言いましたが、好んでそうするのではなく、言っても信じてもらえないからです。またはそんなひどい親の元で育った子なら、ろくなもんじゃない、と、端(はな)からバカにされるから。世の人々は**親子**を同類と考えます。バカな親からは馬鹿な子ができる、と大抵はそう考えるから、子は親を批判しにくい。何をおいても私が言っておきたいことは、そんな親の元で、子供が艱難辛苦を乗り越えて何とかマトモに育って見せても、世間はまず、子供の努力だとは評価しないことです。十人が十人、口をそろえて言います。まあ、立派な親御さんに育てられたんでしょう。と。

これに対して、そうじゃありませんなどと言おうものなら、またまた大変。話はこじれ、雰囲気は悪化、修復の余地もなくなってしまいます。大多数の人々は、頼れぬ親というものを想像もできない。ましてや、子を食い物にする親など。

そこから逃れようとする子供、親に打ち勝とうとする子供など、普通の人々には想像もできないのでしょう。そんな人々が子供に言います。「どんなにつらくても自殺するな。生きろ」と。それで、子供があらゆる手を尽くして生き延びてみると、人々は戸惑う。困惑し、こう言います。「恐ろしい子だ」。

’23年9月